

議案第53号

国が施行する特定漁港漁場整備事業に要する費用の一部負担に同意することについて議決を求める件

令和3年度事業として国が施行する特定漁港漁場整備事業（大隅海峡地区）に要する費用の一部を県が負担することにつき、次のとおり同意することについて、漁港漁場整備法第20条第3項の規定に基づき、議決を求める。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県は、令和3年度事業として国が施行する特定漁港漁場整備事業（大隅海峡地区）に要する費用の一部を次のとおり負担することについて、漁港漁場整備法第20条第2項の規定に基づき同意する。

- 1 負担対象事業費 884,326,000円
- 2 県負担額 128,227,270円を限度とする額

（提案理由）

令和3年度事業として国が施行する特定漁港漁場整備事業（大隅海峡地区）に要する費用の一部を県が負担することについて、同意しようとするものである。